

2. X銀行は、土木工事の請負等を業とするA社から融資の依頼を受けて、A社に対して8000万円の貸付けを行った（以下「本件融資」という）。これに際し、X銀行からの依頼及びA社からの委託を受け、信用保証協会¹Yが、X銀行との間で、A社がX銀行に対して負担する本件融資にかかる債務を保証する旨の契約（以下「本件保証契約」という）を締結した。なお、この時、
 - i. X銀行も信用保証協会Yも、本件指針及び本件監督指針の存在を認識していた。
 - ii. X銀行は本件融資の際、信用保証協会Yは本件保証契約の際、A社について一定の調査を行っていたが、いずれにおいてもA社が暴力団員の経営する会社であるという事実は認識できなかった。
 - iii. 本件保証契約において、契約締結後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合の取扱いについての定めは、置かれていなかった。
3. 半年後、警視庁の要請に従い、国土交通省関東地方整備局が、公共工事について指名を行わない旨をA社に対して通知した。このことを契機として、X銀行及び信用保証協会Yは、A社が暴力団員の経営する会社であることを認識するに至った。
4. さらに半年後、本件融資にかかる債務について履行期が到来した。そこでXは、Yに対し、本件保証契約の履行を求めて訴えを提起した。
5. Yは、もし本件保証契約の時点でA社が反社会的勢力であることを知っていれば本件保証契約を締結することはなかったとして、錯誤を理由に本件保証契約を取り消す旨の意思表示をした。

〈設問〉

Yの主張は認められるか。現行民法の規定が適用されることを前提に、論じなさい。

以上

¹ 信用保証協会とは、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする、信用保証協会法に基づいて設立された法人である。